

第2回京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会（議事録）

平成20年5月21日（水）13：30～15：50

【事務局】 それでは、予定の時刻となりましたので、ただいまから「第2回京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」を開催させていただきます。委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。なお、本日は新川委員長、長谷川委員が所用のためご欠席されております。また、山下委員につきましては、少し遅れて出席されるとのことでございます。よろしくお願ひいたします。

なお、この委員会は会議を公開とし、徹底的に透明性の高いご議論をお願いしております。前回も大変大きな関心を持っていただきましたが、今回はより多くの方に傍聴いただけるよう40席の傍聴席を設けさせていただいたんですが、それを上回る希望者の方に来ていただきまして、抽選となってしまいまして大変申し訳なく思っております。今後、会場設営等について工夫を凝らしていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、議題に入りたいと思いますが、先程申し上げましたとおり、本日は新川委員長がご欠席されておりますため、当委員会設置要綱第5条第4項に基づき、本日の議事進行につきましては、副委員長であるリム委員にお願いをしたいと考えております。リム副委員長、どうぞよろしくお願ひいたします。

【リム】 本委員会の要綱に基づき、本日の議事進行を務めさせていただきますリムでございます。よろしくお願ひいたします。本日は、第1回の委員会での委員の皆様からのご意見をいただきまして、自立促進援助金制度の見直しに係る専門委員会を設置することと、次に、公平・公正に委員会での審議を進めるために関係各団体からの意見書を提出していただくことを報告させていただくとともに、委員の共通の理解を図るために同和施策の成果や課題、それから地区施設等の利用実態に関する説明、それから崇仁地区のまちづくり等について関係団体からの説明を受けることとなっております。また本日は、委員会終了後、皆様のご都合の許す限り崇仁地区において視察を行いますので、もしよろしければぜひご参加ください。

本日は、報告事項、それから関係団体からの説明等、非常に盛りだくさんです

ので、委員の皆様におかれましては、委員会の円滑な進行にご協力いただきますようお願いいたします。

それでは、早速報告事項に移りたいと思います。まず、お手元にお配りしております次第に従いまして、自立促進援助金制度の見直しに係る専門委員会の設置について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは失礼させていただきまして座ったままでご説明させていただきます。

お手元に配布の資料の1でございますけれども、自立促進援助金制度につきましては、前回の第1回委員会で少し法的な部分について先行して整理が必要ではないかということで委員会設置要綱に基づきまして専門委員会を設置することとしたいたしたところでございます。この間、事務局のほうで新川委員長とご相談させていただきまして、資料にございますとおり、新川委員長と安保委員、中坊委員に入っていただきまして専門委員会を本日付けで設置をいたしたいということでございます。なお、外部からの専門委員を必要に応じて入れができる要綱になつてございます。こちらにつきまして、外部からどなたかの、例えば民法の専門家等に入つていただけないかどうか、現在、委員長と調整中でございます。追加の人員が入るようになりますと、またそれにつきましても、後日、委員の皆様にもご報告させていただきたいと思っております。

専門委員会での審議内容でございますけれども、全体の委員会での審議に先立ちまして、主として法的な観点から専門的に審議をし、例えば同和奨学金の返還請求権があるのかないのか、法的根拠があるのかどうか、そうした法的課題の整理・検討を行うこととしております。なお、専門委員会の名称につきましては、こちらも委員長と相談させていただきました上で「自立促進援助金制度の見直しに係る法的課題整理等研究会」というふうに呼ばさせていただくこととしたいと思います。

なお、専門委員会につきましては、第1回の研究会を6月上旬に開催したいと考えております。具体的な日程につきましては、また後日調整をさせていただきたく思います。よろしくお願ひいたします。以上でございます。

【リム】 どうもありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、質問等ご意見がございますでしょうか。ご意見がなければ、専門委員会の設置についてはこのように進めさせていただきたい

と思います。よろしくお願いいいたします。

それでは、次に関係団体等への意見書の提出依頼についてございます。この点につきまして事務局から報告をお願いいたします。

【事務局】 次に、関係団体等への意見書の提出依頼でございますけれども、こちらも第1回の委員会におきまして、この委員会で検討をお願いしています具体的な6つの検討項目について、審議に入るに先立ちまして、あらかじめ関係団体あるいは異なる意見をお持ちの団体からの意見をお聞きしたいというご提案を受けまして、具体的に今日、後ほどご説明もお願いしておりますけれども、部落解放同盟京都市協議会、京都地域人権運動連合会京都市協議会、自由同和会京都市協議会の3団体、それから崇仁まちづくり推進委員会、それから自立促進援助金等に関しまして明確な意見をお持ちの市民ウォッチャー・京都、この5団体につきまして、5月2日付で委員長名で意見の提出依頼を行っております。内容につきましては、前回ご説明いたしました委員会で検討していただきたい6つの項目につきまして、あらかじめご意見を書面で頂戴したいということでお願いしてございます。原則として今月末5月30日を締め切りとして提出をお願いしているところでございます。提出いただきました資料につきましては、速やかに委員会のほうに提出をさせていただきまして審議に役立てていただきたいと思っております。よろしくお願いいいたします。

【リム】 それでは、ただいまの報告につきまして、質問、ご意見等がございましたらどうぞ。よろしければ次の議題に移りたいと思います。

報告事項については以上の2点でございますが、とりわけ先ほどの自立促進援助金制度見直しに係る専門委員会につきましては、安保委員、中坊委員におかれましては、大変お忙しい中恐縮ですけれども、よろしくお願いいいたします。

それから、具体的な開催日等の日程調整につきましては、後ほど事務局のほうで調整させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

はい、どうぞ。

【中坊】 これはこの席でお願いしたほうがいいんじゃないかなという気もするんですけども、この援助金問題については、既にご承知のように大阪高裁で一部違法という判決が出て、最高裁でもそういうふうに、その後もまた判決が出てあるというような状況下にあります。そういう状況下にあって、この前いただいた資料でも、

京都市のほうは平成19年度の予算の執行停止と、どういう意味か私も法的に難しくて今のところよくわかりませんけど、予算の執行停止、あるいは平成20年度は予算そのものに計上しないというような取り扱いをなされてあります。そういうことになってまいりますと、現実に援助金問題について、今日現在、市当局と関係者を含んでどういう状況に課題があるのかということを、できれば市当局のほうから専門委員会のほうに資料を提出していただくか、あるいは報告していただく。その上で専門委員会が始まりませんと、まず現場にどういう問題が起きてあるのかということがわかりにくいと思いますので、できたらそういう取り扱いをしていただいたらいかがかなと、こういうふうに思います。

【リム】 貴重なご意見ありがとうございます。ただいまの中坊委員からのご指摘、それからご要望につきまして、ぜひ事務局のほうでそのように準備を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいいたします。他にいかがでしょうか。

それでは、報告事項等につきましては一通り終了いたしましたが、事務局のほうからさらに何か追加がございましたら、よろしくお願いいいたします。

【事務局】 それでは、事務局のほうからございます。まず、この委員会の年間のスケジュール（案）でございますけれども、お手元に配布資料2として付けてございます。前回、第1回のときにご議論いただきまして、本日の現地視察とか関係団体からの説明の聴取等を盛り込ませていただきました。それから、専門委員会の設置についても決めていただきました。こうしたことを踏まえまして、またそれぞれの項目が一つ一つ検討を要するということで、月一、二回程度の開催ということをご提案させていただきましたけれども、こうしたことを盛り込みましてスケジュールを少し見直してございます。年度前半につきましては、前回もお願いいたしましたとおり月2回程度の開催になろうかと思います。委員の皆様には大変ご負担をおかけいたしますけれども、よろしくお願いいいたします。

それから、6月、7月につきましては、自立促進援助金制度に関する専門委員会と委員会を同時並行で進めるような形で、当面、自立促進援助金制度の見直しについて集中的に審議を行っていきたいというふうに考えております。

この年間のスケジュールにつきましては、現時点におきましての案でございまして、この委員会の審議の進捗に合わせてその都度修正をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいいたします。

【リム】 はい、ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、質問、ご意見ございますでしょうか。それでは、今後、事務局案に基づき必要に応じて調整していただくということで進めていきたいと思います。

その他、事務局のほうで何かございますでしょうか。

【事務局】 それでは、もう1点、市民意見等についてでございます。お手元の資料の3をご覧いただきたいと思いますけれども、こちらは前回の委員会の会議資料議事録をホームページに公開したときのいわゆるお知らせでございますけれども、この会議の資料や会議録をホームページで掲示をするとともに、市民の皆様からのご意見を受け付ける仕組みを設けさせていただいております。現時点での意見の状況でございますけれども、資料4でございます。昨日時点におきましてはいた意見については9件でございます。まだ具体的な審議に入っていないということもあろうかと思いますけれども、メール等でのご意見は今のところございません。この9件につきましては、第1回のときに傍聴いただいた方から提出をしていただきましたご意見でございます。内容のご説明につきましては割愛させていただきますけれども、傍聴席が少ないというご意見を多数いただきました。今回傍聴席を大幅に増やさせていただきましたけれども、まだ足りなかったということにつきましては先ほど部長のほうから申し上げたとおりでございます。今後も市民の皆様からいろいろな形でご意見を頂戴したいと思っております。いただいた意見につきましては、その都度取りまとめて委員会に報告をさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。事務局からは以上でございます。

【リム】 はい、ありがとうございました。それでは、報告事項は以上で終了させていただきます。

本日の議題3番目に移りたいと思います。「関係団体からの説明」。実はこの委員会における審議に先立ち、第1回委員会で中坊委員のほうから、この委員会は行政からの報告のみならず各関係団体の皆様、それから地域の皆様、そういう人たちからの、あるいは組織、団体からのご意見もいただいて総合的に審議をしようというご提案がございました。それで、今日、2回目の委員会はそのような形で進めさせていただくことになっております。それで、まず関係団体からの説明でございますけれども、本日は3つの団体から代表の方が来てくださっておられます。ぜひ委員会へのご協力よろしくお願いいいたします。ありがとうございます。

す。

誠に恐縮なんですけれども、プレゼンテーションの時間が各団体20分のみと
いうことでございます。各団体20分のご報告をいただきて、その後、質疑応答
に移らせていただきたいと思います。ただし、時間的に非常にリジットですけれども、先ほど報告がございましたように意見書というのも同時に提出していた
だくことになりますので、プレゼンテーションで不足分はそちらのほうで反映し
ていただければというふうに思っています。

それでは、まず部落解放同盟京都市協議会からお願ひいたします。部落解放同
盟京都市協議会からは議長の安田茂樹様、事務局長の平井斉己様、事務局の栄井
香代子様においていただいております。それでは、プレゼンターの方は前のこの
席に移動していただきてプレゼンをしていただきたいと思います。

【安田】 それでは、部落解放同盟京都市協議会を代表いたしまして、私、安田といいま
すけれども、私のほうから今日のプレゼンテーションをやらせていただきたいと
いうふうに思います。原稿のほうがそこにありますので、皆さんに見ていただき
ながら聞いていただきたいと思います。

「部落の実情を把握すべきは誰なのか」と。初めに「同和行政は基本的には國
の責任において当然行うべき行政であって、過渡的な特殊行政でもなければ行政
外の行政でもない。部落差別が現存する限り、この行政は積極的に推進されなけ
ればならない。」この文章は1965年内閣に提出された「同和対策審議会答申」
であることは皆さんご存じだと思います。2002年に同和対策事業に関わる特
別措置法の期限が切れたとはいえ、この答申は消えていません。現実にこの4月
4日に出された「人権教育の指導方法等の在り方について（第3次取りまとめ）」
における個別人权課題の同和問題関係法規にもこの答申が明記されています。つ
まり特別措置法の期限が切れようと、事業の運営上で様々な問題が起ころうと、
それはそれで是正していくことは当然のこととして、「部落差別がある限り、その
解決のための同和行政は決して停滞させてはならないこと」が國において確認さ
れました。だからこそ1996年に出された地域改善対策協議会、地対協の意見
具申においても、「同和問題の解決に向けた今後の主要な課題は、依然として存在
している差別意識の解消、人権侵害による被害の救済等の対応、教育・就労・産
業等の面でなお存在している格差の是正、差別意識を生む新たな要因を克服する

ための施策の適正化であると考えられる。その背景に関して十分な分析を行い、適切な施策が講じられる必要がある」とした上で、「特別対策は事業の実施の緊急性に応じて講じられるものであり、状況が整えばできる限り早期に一般対策に移行することになる。一方、教育、就労、産業等の面でなお存在している格差の背景には様々な要因があり、短期間で集中的に格差を解消することは困難と見られ、ある程度時間をかけて粘り強く格差解消に努めるべきである」と述べている。しかも、同対審答申を引用し、「部落差別が現存する限り、この行政は積極的に推進されなければならない」と指摘しており、「特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が同和問題の早期解決を目指す取組の放棄を意味するものではない」ということまで言っています。一般対策の移行後は、従来に増して行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら地域の状況や事業の必要な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる」という一言まで付け加えられています。

まず、基本認識というべきこのことを確認していただくなら、この委員会の「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」という名称自体大きな矛盾を示していることはおわかりだと思います。今現在、同和行政は終結したのですか。私たちはその根拠となる法律の期限が切れたことによって、同和地区あるいは同和地区住民だけを対象とした特別施策としての「同和対策事業は終結した」と認識していますが、「同和行政が終結した」とも「終結できる」とも思っていません。にもかかわらず、国のレベルでの特別措置法が成立する以前から全国に先駆けて同和行政を展開してこられた京都市が「同和行政終結後」などという言葉を言わされること自体、その認識が信じられませんし、これまでパートナーシップのもとで進めてきた信頼を根底から崩された気持ちでいます。まず冒頭に、「同和対策事業の終結」と「同和行政の終結」とは全く違うことなのだということを皆さんに再確認していただきたいなと思います。

続きまして「差別とは何か」。では、「同和行政が終結できる」時とはいつなのか。それは先ほどの答申の中に明確に示されています。「部落差別が完全になくなる」ときに他なりません。皆さん、どうですか。部落差別はもうありませんか。毎年法務省が把握している人権侵犯事件を、直近2006年の統計資料で見ますと、差別待遇として同和問題に対するものが213件、障害者に関するものが2

55件、第3位は外国人に関するもの130件と報告されています。部落問題に関わる差別待遇とは何か。「言葉や文字で侮蔑する差別」、「非合理的な偏見や嫌悪の感情によって交際を拒み婚約を破棄するなどの行動に表れる差別」、先ほどの同対審答申はこうした例を挙げて「心理的差別」と捉えていますが、こうした行為を受けた私たちがどんな思いに至るか想像できますか。

この京都でも毎年30件以上差別事象が起こっています。2006年、辰巳地域に何者かが入ってきて、「このふろ、エッタがほいる、きたないふろ、エッタはいるな」、「部落民、エッタ死ね」や、伏見区A町のスプレーで玄関の壁に書かれた「エッタ」という大きな文字の落書き、右京区役所で起こった連続差別発言事件や北区役所にかかってきた差別電話など、長年解放運動に関わってきた私でさえ確認に出向いて見た瞬間に悔しさで脂汗がにじみ出ます。5年前の司法書士によって不正請求された戸籍謄本によって身元調査され、相手の親から部落であることを理由に結婚差別を受けた女性が、私に「結婚差別を受けるまで私は部落出身であることを知りませんでした。両親もそんなことは全く関係ないと生きてきました。同和問題については学校で勉強しましたが、他人の問題としか考えてませんでした。どちらかといえば「同和」に対して偏見を持っていたように思います。なぜ自分がと目の前が真っ白になりました。」という思いを語ってくださいました。また、つい最近も、身に覚えのない横領容疑をかけられて懲戒免職になった私たちの仲間が、裁判に訴え「処分は不当」という判決を勝ち取りました。この事件にしても、市民の不確かな記憶だけを頼りにこのような許しがたい処分を行った背景には、「部落民だからやりかねない」という差別意識がなかったと言えるでしょうか。戸籍の不正請求を見抜くことができず許してしまったのも、確かな証拠もなく生活の糧を奪ったのも京都市の責任であります。私は、「同和行政の終結」ではなく、差別を温存・助長する行政こそ終結していただきたいと強く思っております。

こうしたいわゆる差別事件や心理的差別は部落差別の一部です。同対審答申は劣悪な生活環境、特殊で低位の職業構成、平均値の数倍に上る高率の生活保護率、際立って低い教育文化水準等を、実態的差別と捉えて、これらを「市民的権利、自由の侵害」こそが部落差別であり、職業選択の自由、教育の機会均等の権利、居住及び移転の自由、結婚の自由などが部落民に完全に保障されていないことこ

そが差別であると提起しています。ならば、私たちは今、同和行政の終結を言う前に、こうした「生活」、「就労」、「教育」において、部落民に市民的権利がしっかりと保障されているのかどうか検討されなくてはなりません。皆さん、そうではありませんでしょか。

まず、就労の実態です。「2000年の実態調査」から、ここに京都市が2000年に実施した「京都市同和地区生活実態把握事業」という報告書がございます。調査の実施が2001年1月だったのに、私たちが読むことができたのは何と去年の2007年の12月です。一体なぜこれほどまで公表が遅れたのでしょうか。私たちは同和行政の見直しが進められている時期にこの大切な報告書が刊行されなかつたことは、行政の怠慢というよりも、そこに作為を感じざるを得ません。なぜなら、京都市はこの2000年調査のデータをもとに、いわゆる緑本と呼ばれる「特別施策としての同和対策事業の終結とその後の取組」という方針書を2002年1月に発表しています。しかし、そこには正しくこの実態調査の結果が反映されているのでしょうか。

まず、就労を見ましょう。この緑本の中には「進学率の向上等の教育保障施策や企業への働きかけ、就労相談などの取組が相まって、住民の就労状況は若年層を中心に幅広い分野への進出が見られるようになってきました」と述べています。残された課題には全く就労問題は触れられていません。本当に部落民の就労問題は解決したのでしょうか。京都市は、就労・労働に関わる担当課すら置かず、現業職への採用だけを行い、法期限とともにそれを打ち切ると、後は何もしてきました。

2000年の実態調査では、これに書かれていることとは全く違う実態が明らかにされています。まず、家事も通学もしていない全くの無業者は、全市が11.3%あるのに対して部落では何と25.3%に上っています。しかも、1991年から増加して、今や4人に1人は仕事がないという状況なんです。もちろんこの間も人口の流出でリタイアした高齢者が多いからだと思われるでしょうが、それだけではありません。年代別に見ると30歳代で13.2%，20歳代では18.2%と、全市平均を上回る無業者が存在しています。どこに「若年層を中心に幅広い分野に進出」できているのでしょうか。

実は私の息子は29歳です。彼の同世代の友人を見ても、つけていたり仕事とい

えば派遣やアルバイトがほとんどです。面と向かっての就職差別はなくなつたとはいえ、後に述べる学力保障の問題によって「正規社員となる」その入り口にも立てていないのが部落の若年層の現実なのです。こうした実態に対して、これまで私たちは雇用促進闘争として行政が率先して就労を保障していくことを求めてきました。これはいわゆるアファーマティブアクションと呼ばれるマイノリティーに対する救済政策で、欧米をはじめ世界の多くの国で実施されてきたものにはなりません。2000年調査を見ますと、確かに市関係者、職員として職を得ている者は34.5%いるものの、その平均年齢は47歳、20歳代には11.7%しかいません。しかも、この調査の中で市職員がいる世帯の年間収入は500万円以上にピークがあるのに対して、市職員がいない世帯では200万円以下に集中しています。あと数年もすれば生活を支えていた市職員の多くは退職していくます。そのとき部落の多くの家庭の生活状況はどうなっていくのでしょうか。

同対審答申が「市民的権利、中でも就職の機会均等が完全に保障されていないことは特に重大である」と述べていますが、部落の若年層のこのような状況の中で、果たして部落問題の本質である就労問題が解決したと言えますか。そして、このような実態を2001年の調査実施段階で知っているながら、まるで解決したかのように、この緑本に平然と書いた京都市の姿勢とは何なのでしょうか。

「2000年の生活実態調査」。もちろんこの緑本にも正確なデータが掲載されています。まずは部落の人口は約30年間で1万9,000人から8,200人と半数以下に減少しました。高齢者の比率が28%を超え、高齢者のみ世帯や単身高齢者の世帯が目立って増加しており、それらの世帯の多くは「年金・恩給」という低所得であることを述べています。しかし、こうした高齢者はどのような日々を過ごしているのかはまるで全く述べていません。例えば、高齢者世帯の年収は250万円以下が75%を超え、100万円から150万円未満にピークがあります。退職までの職歴が響いてこのような低収入になっているのです。また、人口が減少している中で介護を必要としている人の実数は増加しています。特に65歳以上の高齢者は1993年1,668人から1,714人と率においても17.7%から何と27.9%に増えています。もちろん多くが老人が老人を介護する老老介護なのです。さらに高齢者世帯の中でもたった1人で生活しておられる方は67.4%に上り、65歳を過ぎて1人で生活しておられる方々の思いを、皆

様、想像できるでしょうか。高齢者世帯の方々の 92.1% が「この町に住み続けたい」と答えられています。この年代の 70% 以上の人々は、今、廃止されようとしている市立浴場を利用されています。私には、厳しい差別の中を生き抜き、やっとの思いで改良住宅に入居でき、衛生的になった市立浴場でほっと一息ついであられる、いやそこでしか癒されることのない高齢者の人たちの姿をいつも目にしています。

しかし、これまで支え合い励まし合ってきた部落の中で、どの地域でも孤独死問題が起こっています。三条地域では、亡くなつて約 1 週間してその痛ましい事実がわかったということさえありました。

部落の環境改善に向けて総合計画案を策定する闘いを展開してきた私たちの組織の問題として、私たち自身はこのような悲しい現実が起こっていることを本当に悔しい思いで受けとめています。しかし、地区住民の生活実態を把握するのは私たち運動体だけの問題でしょうか。市の文書に書かれているように、そもそもコミュニティーセンターの前身である隣保館は、「同和問題の解決に向か、同和地区における行政の総合窓口として、また同和対策事業の現地の行政機関」としての役割を果たしてきました。隣保館職員が様々な形で各家庭に出向いて、生活や就労、時には学校の先生と一緒にになって、私たちの運動の仲間とも一緒にになって家庭に入り、子供たちの進路や教育の相談まで取り組んでくださいました。それが「行政依存で自立を阻んだ」と批判される方もありますが、文字も読めない、ましてや様々な福祉施策の存在や当然の権利としての受給の仕方も知らない人たちがほとんどであった中で、それは必要なことであったし、そのことによって学力や就労を獲得し、生活を自立させていった人たちの方が圧倒的に多かったです。京都市が緑本の中で「様々な施策によって経済状況が安定した層が地区外へと転出していった」と誇らしげに書けるのは、こうした部落問題の解決を自らの責務として取り組んでくれた行政職員があられたということだと思います。

しかし、今のコミュニティセンターの職員の方々は、どれだけ部落の実態をご存じでしょうか。センターにとどまって相談に来るのを待っているだけで住民の真のニーズはつかめるのでしょうか。孤独死は防げるのでしょうか。それとも「自立の促進」の名のもとでは「孤独死も自己責任」なのでしょうか。

2000 年調査では、この調査が従来から隣保館職員による訪問調査で行われ

ていたことを踏まえ、まず冒頭に、前回に比べて回答率が75.2%まで低下していることを捉えて「隣保館において対象世帯を十分に把握できていないと言うことができ、この回収率の低下は今後の地域における施策を展開する上で極めて深刻な事態として受けとめる必要がある」と指摘されています。まさにこの言葉のとおり、この数年間の京都市行政は、差別の当事者である部落住民のニーズを把握することなく、ただひたすら打ち切りと廃止を進めてきたことによって、孤独死に象徴されるように部落住民に対する「棄民政策」を行ってきたと言っても過言ではありません。

【事務局】 恐れ入ります。20分を超過しましたので発言をまとめていただきますようお願いいたします。

【安田】 教育の実態ということで2000年の実態調査がございます。これは時間がございませんけれども、大事なので続けさせてもらえませんか。無理ですか。こういう話はしっかり聞いてもらうほうがいいとは思うので、私は20分というお約束ですから、それはそれであれなんですけれども、もともとそういうことはどうなんでしょうと思いますけど。いや、途中で今止められたので。どうですか。

【リム】 今日の委員会は時間に限りがありますので、他の組織もやらなきゃいけない。こういうルールでやろうということでやりましたので、最後のまとめに入っていただけますでしょうか。少し質疑応答のときに。

【安田】 そしたら、まだ教育の実態という問題がございます。そしたら、プレゼンのほうを見てください。時間がないんやね。そしたら、まとめということになると思います。

部落の教育実態というのは非常に厳しい状況があるということを書かせていただいております。これは2000年のいわゆる実態調査で明らかになっていることです。そこは読んでいただくということにいたしまして、最後に整理をしていきたいと思いますが、「調査なくして発言権なし」ということで、これは検討委員会の皆さんにぜひとも、私どもはいわゆる2008年の5月の今の部落の実態というものを本当に知っていただく、これが大事じゃないかというように思うんですよ。その実態を知ることで具体的にどうすべきかということを考えていただくというのが基本ではないかと思います。しかし、我々の今のこのときに客観的にあるのは2000年の実態調査しかないんですね。7年前の実態調査です。そこ

で1つお願いですけれども、まずは今日的な実態を把握していただきたいということが1つ。そしてもう1つは、この2000年の実態調査を実際に分析等を行われた方がございます。そういう分析を行った方に、直接の分析を行った各人からの意見もしっかり聞かれて、今、本当に部落のいわゆる就労・生活・福祉・教育・産業、そして今後のこれからの中づくりにも繋がっていきますけれども、この実態をしっかりとつかんでいただいて、部落問題を解決していくという視点でひとつご論議をしていただきたいなというふうに切にお願いをさせていただいて、本日の私の発表というふうにさせていただきます。どうもありがとうございました。

【リム】 どうも安田さん、ありがとうございました。

それでは、ただいまの部落解放同盟京都市協議会からのプレゼンテーションにつきまして、委員の皆様から質問、ご意見がおありでしたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、私のほうから。今日進行役ということで司会に徹しなければいけないんですけど、質問が出ないと私は責任をとってかわりに。

安田さんの先程報告された、つまり法期限が切れて従来の同和行政が終わっただけでも、部落差別という問題を解消するための取組はずっとやらなきゃいけない、私はもう大賛成です。それからもう1点、部落解放同盟のほうは、従来のように部落の人たちだけを対象にした部落内部の施策じゃなくて、もっと普遍的なところを見ていかなきゃいけないと。大賛成です。ただいまご紹介があった様々な格差の問題、高齢者、低所得者の問題、そういう問題というのは、まさに今の日本の格差社会を反映していて、それがかなり早い段階でやってきたのが部落だったわけじゃないですか。そういうことを考えると、これまでの解放運動の経験というものは、まさにこれから生かしていかなきゃいけないと思います。

それと、残念ながら差別する人、差別意識を持つ人というのは、理想としては全部消えて欲しいけど、私なんかよくやられるほうですけれども、インターネットが普及した今日ますます悪質化していますね。これは決して部落差別、外国人差別、障害者差別だけじゃなくて、何か世の中に発信すると必ずそれに対して悪意に満ちた答えが出る。そういうことに常に我々が前向きに取り組んでいくうと思ったときに、今日のお話ですと、これは私の誤解かもしれませんので聞いて

てみたいんですけど、さらにアファーマティブアクションを続けるということなのか、そうでないのか、それともう1つは、行政に対する要望をされていますけど、解放同盟としては積極的にどういう役割をこれから演じていきたいと思っていらっしゃるのか、その2点についてお話を伺いたいと。

【安田】 今、言われましたように、部落解放同盟としては、20分間で今、先生がおっしゃったことを語ることが保障されていないでしょう。もともとこの会が当事者抜きで発足をして、そして進められること自身が私はおかしいなと思うんですよ。例えばアイヌの人たちの問題であつたらアイヌの人たちを真ん中に据えてアイヌの問題をどう解決するか、障害者の人の問題やつたら障害者の人たちをやはり中に入れてというのが普通でしょう。その当たり前で普通なことが、この検討委員会、これから本当に京都市はどう進めるんやという非常に大事な会議の中に我々部落の代表が委員として入れてもらえないという、何も私を入れてくれと言うてるんと違うんですよ。まずそれが不思議ですね。おかしいなと思うんですよ。これが1つ。

それと、先程言われたように、当然自分たち差別されている側の問題ですから、我々自身の問題として受けています。だから、リム先生もご存じやと思いますけれども、各部落、地域で、いわゆる人権と福祉のまちづくりという形でそれぞれの取組を今やっております。しかし、残念ながらそういう話を多分委員の皆さんにはご存じじゃないと思います。話をしたいんやけど、話を聞いてもらえる、知つてもらえる、そういう時間的な保障もされていないと。これが私は正直言うて、やはり痛みを受けて差別された人が泣き寝入りしたらあかんと、胸を張つていける同じ人間としてあかんことはあかんと言うていかなあかんというふうに僕らは教えられて大きくなりました。だから、そういうふうに取り組んでいこうと思っているんですが、なかなか周りがやっぱり偏見があつたりとか、何か物を言うたら変なふうにとられたりとかいうような状況があって、なかなかしゃべれませんでしたけれども、今日初めて公的な公の場所で私どもの意見をこうして言わせてもらう。たかだか20分で今みたいに途中で止められるというようなことですけども、ぜひとも委員の皆様、そういうこともお考えになっていただけへんかなというふうに思います。

【リム】 どうもありがとうございました。他にございませんでしょうか。はい、どうぞ、

安保委員。

【安保】 調査が大切ということで、数字がきちんと実態をあらわしているかという、また難しい問題はあるんですけども、行政がする調査以外に部落解放同盟のほうで例えば聞き取り調査をされたとか、過去、そういう調査データとかいうのはあるんでしょうか。

【安田】 データそのものはございません。前にまちづくり検討委員会という組織で取組がありまして、そこでやったものがございます。それは1つありますね。具体的に聞き取りで聞いて、そして、こんなんやあんなんやというような形でデータ化しているというのは少ないですね。例えば福祉なんかでいうたら、私は三条という地域で粟田学区、有済学区で「いきいきネットワーク」という高齢者の実態調査を2004年にやりましたけれども、その4年の調査なんかでいわゆる部落の地域を特定して大体傾向を見たというのにはあります。持っているものというのは現在そういう内容ですね。

【リム】 他にいかがでしょうか。

それでは、かなり時間が超過しておりますので2番目の報告に移りたいと思いますけど、よろしゅうございますでしょうか。では、そうさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、次に京都地域人権運動連合会京都市協議会の方の説明に入っていきたいと思います。京都地域人権運動連合会から委員長の山川明仁様、書記長の藤谷剛様、事務局長の加藤一二三様にお越しいただいております。よろしくお願ひいたします。

【藤谷】 皆さん、こんにちは。京都地域人権運動連合会の書記長をしております藤谷と申します。よろしくお願ひいたします。

まず最初に、本日このような場で委員会で私どもの意見を直接聞いていただけるという場をつくっていただきまして大変感謝しております。どうもありがとうございます。ただ、20分間という非常に短い時間ですので、意見表明の案内にあったような地域の細かい実態まで説明することが残念ながらできません。そうですので、今日は部落問題の到達点をしっかり委員の皆さんに認識していただくということと、この間の国や京都市の同和対策事業の流れ、そして京都人権連、前身は全解連でございますが、我々全解連がどのような取組をしてきたのかとい

うことについて皆さんにご説明さしあげて審議の参考になればなというふうに思っているところであります。また、個別の案件につきましては、意見書の提出も求められておりますので、ここで一定の意見を表明させていただきたいというふうに思っておりますし、また、これはお願いでございますが、個別の案件につきましても、また我々の意見も聞いていただけるような機会をつくっていただけると非常に助かるなど、ありがたいなというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

それでは、皆さんのお手元にレジュメが届いているかと思いますが、我々の説明をさせていただきたいと思います。前半は私、藤谷が担当いたしまして、後半の3ページ目からは京都市協事務局長の加藤がご説明さしあげます。よろしくお願ひします。

まず最初に、「部落問題が解決した状態とは」ということについてお話ししたいと思います。私たちの組織の前身であります全国部落解放運動連合会、これが1987年の16回大会におきまして「21世紀をめざす部落解放の基本方向」ということで、部落問題が解決した状態というのを初めて解放運動団体で4つの指標をもって解明したと、この歴史的大会の文書でございます。我々は部落問題が解決した状態というのを4つの指標に基づいて点検を行い運動を進めてまいりました。まず、1つ目の指標でございます。これは部落が生活環境や労働、教育などで周辺地域との格差が是正されること、いわゆる格差の是正の課題であります。2つ目には、部落問題に対する非科学的認識や偏見に基づく言動がその地域社会で受け入れられない、こういった状況がつくり出されること、これは差別意識の問題でございます。3つ目には、部落差別にかかわって部落住民の生活態度、習慣に見られる歴史的後進性が克服されること、いわゆる部落の閉鎖性が非常に強い状況がございましたので、そういった閉鎖的な側面をどう打開していくのかということが3つ目の課題でございます。それと4つ目には、地域社会で自由な社会的交流が進展し、連帯・融合が実現されること、自由な連帯が生まれる、こういった社会が実現した社会が部落問題が解決した状態だというふうに定義をいたしました。

この4つの指標に基づいて、今、京都市の部落問題の解決の到達点というのはどのような状況になっているのかということについて説明させていただきたいと

思います。この説明につきましては、平成8年、96年に京都市同和問題懇談会というのが「今後における京都市同和行政の在り方についての意見具申」というものを出しています。資料は付けておりませんが、京都市が出した文書ですので一度皆さん読んでいただきたいんですが、これの評価に基づいて、我々の4つの指標を当てはめてみました。1つは生活環境においてでございます。これについては、意見具申は「かつての劣悪な住環境は大きく改善された」というふうに述べてあります。また、労働におきましては「若年層を中心に幅広い分野での進出、常用雇用者の増加が大きく改善している」と。また、「有業者の年収については、全市と比較してもほぼ変わらない」、こういった実態がもう既に96年の評価でございます。また、教育におきましては、「小学校段階での学力や高校進学率は全市とほぼ格差はない」、これは統計を見ていただいても確かやと思いますが、そういった評価をしております。

今、部落で起こっている問題につきましては、先ほども述べられましたが、1つは住宅の老朽化あるいは若者の貧困、そして大学進学率等について格差があるのではないかという意見もございます。しかし、我々は住宅老朽化や若者の貧困というのは、もはや部落差別の結果ではないというふうに思っているところです。こういった住宅対策あるいは高齢者・若者対策というのは全国、全市的に見られる課題でございまして、我々がしっかり見ておかなければならぬのは、これが部落差別の結果かどうかということが1つの大きな判断になるだろうというふうに思っているところでございます。また、大学進学率の格差は確かにございますが、それは部落問題の解決の格差の指標にするべきではないと私たちは考えているところです。なぜなら、大学進学問題というのは特に格差ということではなく、大学進学するかしないかというのは当然本人の自由意思に任されるべきである。経済的にそういった状況があるのであれば、これはもはや格差という指標にしてはならないというふうに思っているところでございます。そういったことから、私たちは第1の指標であります格差の問題は既に基本的に解決しているという立場に立っております。

2つ目の差別意識の問題でございます。これは06年の京都市の市民意識調査の結果をここに掲載しております。こういった問い合わせを市民にしているわけなんですけども、「仮にいつも親しく付き合っている友人が同和地区出身者であると

わかった場合」と。これはずっと継続的にとっている資料でございますが、これは06年の結果でいいますと、「これまでと同じように親しく付き合う」という方が全体で78.6%，そして20代では88.9%，ほぼ9割の方が部落出身だということで付き合いを避けるというふうなことはないという結果になっております。また、1つの指標でございますが、いわゆる部落問題の最後の課題と言われておりました部落内外の結婚であります。これは結婚というのは本人の自由意思でございますので、部落の人と結婚しようが一般地区の人と結婚しようが、これは自由なんですが、1つの指標としては、平成5年総務庁生活実態調査によりますと、部落内外の通婚率というのは、30歳未満では7割が地区内外婚ということになっております。こういったことからも、そういった意識の問題というのもほぼ克服されているのではないかというのが私たちの見解でございます。ただ、結婚差別の問題は今でも起こっているというのは私たちも承知しているところでございます。しかし、今現在いわゆる結婚差別によって結婚をできなくなったりというふうな状況はほぼなくなっているというのが現状であります。また、憲法で保障されているのは、結婚は両性の合意のみに基づいて成立するというふうに憲法でも書かれているところであります。親が反対したり親戚が反対したりしても本人同士が固い意思を持って結婚を遂げるということが実現できれば、それはもはや差別という問題ではないだろうというふうに私たちは考えているところであります。

また、戸籍の不正取得やインターネットなどによる中傷、これは私たちも非常に心を痛めておりまして、非常に許されざる事態であるというふうに思っております。しかし、これは部落差別ではなくに様々な差別の問題として一番深刻になっているだろうというふうに思いますが、これをもって部落差別がまだまだ深刻なんだ、いや、深刻化しているんだと言うのはいかがなものかというふうに私は考えているところであります。こういった問題は地域社会の民主的力量を上げる私たち運動団体の不断の努力によって解決していくというのが筋道ではないかなというふうに思っているところであります。

3番目、4番目の課題であります。これにつきましては、各種の調査でも明らかになっておりますけども、部落住民が様々な職場や学園、そして周辺地域などへの進出は強まっておりまして、基本的に部落の閉鎖性というのは解消している

というふうに考えております。それは、また市立浴場の課題も出ているようですが、ここには一般の方もたくさん利用されておりますし、保育所も近年、一般入所といいまして一般地域の方も同和保育所に入っておりますが、わだかまりがなく自由に運営している状況でございます。また、地区内公共施設の利用もまだ稼働率は低いというもの、そういった共同利用といいますか一般市民の利用が進んできているという状況もありますし、京都市はかたくなに改良住宅の入居については拒んできましたけども、最近やっと数軒ずつありますが一般地区の方の入居も始めてあります。ここでは当初応募がないのではないかという心配もありましたが、抽選をしなければならないほど入居の応募者があるという状況も生まれております。こういった状況から、もはや部落の閉鎖性というのはほぼなくなっていて自由な交流が進展しているというのが私たちの見解でございます。

そういった4つの視点から見て、現在、京都市の状況は、部落問題は基本的に解決した状態を迎えていたというのが我々の見解でございます。そういった視点に立つならば、同和と冠した特別な行政あるいは施策は全く必要ない、そして差別を強調することは市民に誤った認識を与え、部落問題の解決を逆に困難にするのではないかというふうに思っています。逆にこれまでの私たちの運動や同和対策事業によって部落問題はここまで解決したんだと、そういった市民的合意を築くことがこの部落問題の真の解決につながっていくと、私たちはそういうふうに確信しているところであります。そういった中で、私たち全国部落解放運動連合会を平成5年に改組・発展いたしまして、現在では京都地域人権運動連合会という名前に発展しまして、周辺地域の皆さん、あるいは市民として、そういった生活の問題や、あるいは人権の問題を一緒に取り組んでいこうという運動を進めているところでございます。

3つ目の、こういった状況を受けて国は一体どういった諮詢をしてきたのかということについて若干触れたいと思います。81年の同和対策協議会の最終意見具申、これは同特法が失効する前の意見具申でございますが、ここでは「地域住民の生活状況の改善・向上には見るべきものがあり、国民の同和問題に関する理解度も高まっている」、あるいは運動団体の行き過ぎた要求に対しては、「運動団体の要望に押されて、それをこのまま施策として取り上げるものがある」ということで批判をしていると。また、「特に個人給付的事業については、経済的理由、

その他真に必要な場合に限って行うこと」もう既に同特法が失効する前からそういった指摘がされているところでございます。また、86年の地域改善対策協議会基本問題検討部会報告では「同和地区と一般地域との格差は平均的な水準としては相当程度是正されたといえる」、また、これは同対審答申のことですが、「この答申を現在においても絶対視して、その一言一句にこだわる硬直的な傾向が見られる」ということで、そういった批判をしている。また、「行政の主体性の確立や同和関係者の自立・向上の精神の涵養という視点からの見直し等、適正化のための措置が十分講じられる」、行き過ぎた同和行政の是正、これを求めておりまし、「現行の施策については、いわば既得権益化することなく、同和地区の実態の改善に応じた施策の内容の見直しが行われ、今後の施策の内容が真に必要なものに限定されるべきである」と、こういうふうに述べているところでございます。

そして、私からは最後になりますが、国地対財特法が失効する前に総務庁が出した指針でございます。これには「同和地区的施策ニーズについては、所要の一般対策を講じていくこと」と書いていますが、この前に、同和対策事業はもう一切やめるんだという國の方針を明確にした後、こういうふうに述べているんですね。そして、一般対策というのはどういうことかというのを述べてあります、「一般対策とは同和地区、同和関係者に対象を限定しない通常の施策のことである」と。なお、特別対策を続けていくことは差別解消に必ずしも有効ではないということを國の結論として述べているということを申し上げておきたいと思います。

【加藤】 かわりまして、私のほうから説明というか報告のほうをさせていただきます。ただいま総論的な部分で大きな流れの話があったかと思います。京都人権連としては、1つの主張としまして、京都市に対してこの間いろんな提案をしてまいりました。まず86年「京都の同和行政 今後のあり方」というもので、今日、冊子、コピーのほうをつけさせていただいておりますが、当時、「個人施策の見直しと自立を促す同和行政であるために」ということで、個人、そして給付、貸付、公的負担の減免、こういうものを所得基準を入れ明確にしていくことを要望してまいりました。この86年当時、そういう形で「京都の同和行政 今後のあり方」ということで、人権連、当時の全解連が主張してまいりました。

続きまして、また別の資料になっております、89年に「たしかな明日へ」というものを出してあります。そこでは同和行政の点検・見直しをということで、

17ページということになります。また改めて見ていただいたらよいかと思いますが、17ページの一部をご紹介させていただきます。この部分につきましては、雇用問題についての提言を若干載っけてあります。「京都市は1973年、昭和48年ごろから同和対策事業の一環として同和地区からの市職員への採用を進めてまいりました。」抜粋いたします。「しかし、本来なら中高年層を対象とした緊急的対策でなければならない」ということを主張してまいりました。後半の部分になりますけども、「従来の運動団体対応型の選考採用を改め、市民に採用のための基準を明らかにし、公正で民主的に公募するよう」という提案をしてまいっています。これが「たしかな明日へ」89年の段階でそういう提言をしております。運動団体対応型の選考採用を改め、公正で民主的に公募するよう、より詳しく17ページで「たしかな明日へ」という部分で提案させていただいております。

続きまして、89年、これは「同和教育白書」、市教組の関係で出ているものではありますけども、本当に学力がつくのかという1つの疑問の中で、4ページになりますけども、その部分を若干抜粋して読ませていただきます。まず、「青年の主張」というところがあるわけですけれども、前段は削除させていただきます。「学習センターに通い、それに頼っている生徒は、先生に言われた学習しかせずにそれで安心している場合もあります。そういう学習方法しか知らない生徒が高校へ進学して本当についていけるのでしょうか。」後半の部分になります。「子どもを中心に親と先生が考えていかなければ」「そういう問題が解決されない。」同和教育のみにあらず本来の学校教育の姿勢というのを、当時これは全解連田中支部の青年部の方の記事ですけれども、こういうことが載っております。これが89年の「同和教育白書」であります。「自立をさまたげる今日の同和行政」ということで、当時こういう表現をされておりますが、まさに今なおそういう事実というのが実際あるのかないのかということも明確に、教育の分野でありますけれども、同和行政そのものの中の今までの課題と成果、そして問題点をきっちりと整理するべきだと思っております。

京都人権連の、いわゆる全解連の態度ということで、90年以前の部分です。80年後半に職免の自主返上、96年に補助金の自主返上、カンパの自主返上、このことにつきましては、我々は運動団体の中の自浄能力として解決していった、

これは自負しております。それに伴いまして、6番になりますが、京都市が同和行政の見直しというところで90年から2002年までの間で同和行政の修正、そして終結、廃止という方法を繰り返してまいりました。なぜ今日のような状況が生まれたのかということは、一言でいいますと同和の特別扱いの継続であろうと。同和施策から一般施策へ移行はしても、一般施策の中で同和枠というものが温存されてきているという問題もあったかと思います。今後、完全終結こそ今日の問題の解決方法ということで、京都市は、部落問題は基本的に解決したとの立場に立つとともに同和対策事業を継続してきた誤りについて総括すべきです。その上で同和の特別扱いを完全終結、よって地区内公共施設やそこで実施されている施策については、その位置付けを見直す必要があり、地域内外の交流、人権文化の構築など特別の位置付けは廃止し、市民誰もが特別な目的にとらわれず自由に使え、自主的な交流、連帯がはぐくまれるような取組を進めていくべきだと思っております。以上です。

【リム】 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの報告につきまして、委員の皆様から質問、ご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、また私のほうから。要するに今のご報告を聞いていたら、解放運動と同和行政はもうかなり成果をおさめてきたと。むしろ特別施策をやり続けることのほうが問題を余計複雑にさせるというご指摘でございますね。私はさっきの安田さんの報告とこちらの報告を見ていて両方とも行政批判なんですけども、その行政がやっているこの委員会に私なんかが参加しているという、こういうことはいけないことなんですかね。すいません、その辺どうなんですか。京都市はそんなに悪い自治体なんですか。努力してきたんじゃないんですか。そこはどうなんでしょう。

【藤谷】 率直に申し上げまして、我々もいわゆる同和行政対応型の運動というのをしてきた部分はあっただろうというふうに反省しているところです。そういう意味では、選考採用の問題とか補助金の問題、これについてはもっと以前に市民的に廃止をするでありますとか中止をしていくという必要があったであろうというふうに思います。ただ、5番でも述べてありますとおり、いろんな議論の結果、何とか自分たちの自主努力で解決できないかという部分については、ちょっとずつでありますけども自主的に解決してきたという自負は持っているところです。今

目的におきましては、以前はまだ部落問題は深刻だという中でやってきたわけなんですけども、今、我々も総括する時期に迫られているというふうに思っておりまして、本当にどこまでが有効な同和行政であって、我々の運動はそこにどういう役割を果たしてきたのかということについて真摯に点検をして総括するということも我々の運動にも必要だろうなというふうに思っているところです。

【リム】 どうもありがとうございました。いかがでしょうか、委員の先生方。ご意見がないようでしたら次に移らさせていただきます。京都地域人権運動連合会京都市協議会の皆様、どうもありがとうございました。

それでは、自由同和会京都市協議会の方の説明、ご報告をいただきたいと思います。自由同和会京都市協議会からは、議長の渡守秀治様、事務局長の山口勝広様、崇仁支部長の吉村松雄様にお越し頂いております。それでは、よろしくお願ひいたします。

【山口】 失礼いたします。ただいまご紹介いただきました自由同和会京都市協議会の事務局長の山口でございます。どうかよろしくお願ひいたします。まず初めに、今回、総点検委員会が当事者である私たちからこのような形で意見を取り入れていただける機会をいただきましたことに対し、心から厚く御礼申し上げます。

それでは、私のほうからは当会の組織内容や取組内容について簡単にご説明をさせていただきます。各項目については議長のほうからご説明をさせていただきます。

私たち自由同和会は、同和問題の解決は人権という普遍性のある枠組みの中でしか解決できないとして人権基本法の提唱をしてきました。昭和61年の7月に、この京都の地で当時は全国自由同和会として発足をいたしました。この人権基本法とは、住環境整備の推進、教育啓発の推進、人権侵害の処理及び被害者救済の3点が中心になっておりまして、既にご承知のとおり、同和対策・地域改善対策等の延長、また平成12年には「人権教育・啓発の推進に関する法律」の成立を私どもは成し遂げてまいりました。さらに人権基本法の完成に向けて、最後の懸案事項であります「人権侵害の処理及び被害者救済」については、ご案内のとおり、現在、人権擁護法案として私どもの声、意見が反映されたものとして現在も自民党内で議論がされているところであります。この法案は、簡易迅速な処理と実効性の高い調査手続や救済手法を備えた人権救済制度の確立と、これを実施す

るための国家行政組織法第3条に基づく人権委員会を設置するべきとした内容のものであります。また、私どもの運動のスローガンであります「自由な議論の場を」、「行政の主体性の確立」、「エセ同和行為の排除」の3つを掲げ、今まで様々な運動を展開してまいりました。

さて、今回このような形での委員会の議論に際しまして、私たちは京都市における同和行政については、昭和26年のオールロマンス事件以降、部落差別の実態と劣悪な環境を放置してきた行政責任を認識することになり、同和問題の解決を最重要課題として京都市はとらまえてきたというふうに考えてあります。このことで同和地区の住環境整備や生活面においては様々なところで改善がなされ、今まで積極的に取り組んできたというふうに、私どもは一定京都市の取組については評価をしているところであります。

しかし、このことについては運動団体との協力関係が相まってのことであると言っても過言ではありませんが、これまでの事業を推進していく中で特定の運動団体等に偏ってきたために、今日の市民の理解と協力が得られない事態が生じているというふうに考えてあります。また、これらの問題につきましては、京都市が今まで行なったいわゆる選考採用、優先雇用、また様々な問題につきましては、今後一定の市民の理解が得られる取組をしていかなければならぬというふうに思っております。

私たち自由同和会は、当初から京都市に対しまして優先雇用や補助金、カンパ金等につきましては、市民に理解が得られないものはすぐさま廃止すべきと訴え続けてきたことは、今となれば自分たちの運動の正しさが証明されたと自負しております。私どもは開かれた市政、主体性のある行政を確立し、運動団体に対する毅然とした姿勢を確立した上で、「真の解決に役立つか」、また「地区住民の自立を支えるか」、「一般行政との整合性」、「市民に理解と協力が得られるか」、これらの視点に立ち返ることが、今、最も重要課題であるというふうに考えております。それぞれの個別内容につきましては、議長の渡守よりご説明をさせていただきます。

【渡守】 失礼をいたします。私どもの運動は、先ほど山口が述べましたように、目前で自らが浄財を持ち寄って事務所を建設しまして、そして自らの空いた時間といいますか、そういう時間を費やしてこの運動に邁進してきたところでございます。

会が結成されてちょうど 23 年目を迎えるが、一切行政から助成金や補助をもらっておりませんし、また今後もそういう態度で行政依存型の運動を展開しようという考え方は全くございません。私どもは、ご覧のとおり従来の要求型の運動から、ぜひこの京都市に対して積極的な行政に対する提言・提案、こういうことを主たる運動の目標にしながら今日まで運動を進めてきたところでございます。

各項目の 6 点にわたりまして検討委員会で検討されておりますが、意見を求めてちょっと時間が限られておりましたけど、簡単に 6 点についてまとめ上げまして、さらには内部的に論議を深めまして、この 6 点について、また月末には意見書を提案していきたいと思いますが、まず 1 番目の自立促進援助金制度の見直しにつきましては、文書でも提出させていただいているように、教育を受ける権利は個人の人格の完成及び尊厳を求めるものであり、基本的人権の大きな課題であると考えております。今後は、私どもは現在、当委員会でも専門委員会を立ち上げになりまして協議をされると聞いておりますし、私どもは所得判定対象者の範囲や支給基準の在り方等については、現在、司法の場において係争中ですが、その判断を尊重した制度に改められることを望みたいと、そういうふうに今考えてある次第です。

2 番目のコミュニティセンターの在り方の問題につきましては、京都市において昭和 11 年から隣保館を建設して以来、私どもの地区内における身近な行政機関として、若年層の就労や読み書き、識字学級、あるいは高齢者のための生活の相談や生活実態の掌握、各種事業を展開し、住民の社会的・経済的・文化的生活の向上に大きな役割を果たしてきたことは誰もが認めるところであります。平成 14 年からはコミュニティセンターとして同和地区に限らず広く市民に開放し、現在は相談事業、講座、教室や講演会等の交流事業、貸館事業等を中心に直営を基本とした運営を行っていますが、私どもは果たして市民がそれほど広く利用しているかというと疑問を感じるところです。また、隣保館運営細則から逸脱した施設の利用状況が最近まであったように、到底市民に理解が得られない状態ではなかったのではないかと思っております。これで果たして市民相互間の交流が図れるのかどうか、やはり条例を改正する前に市民に理解の得られるような正常なコミュニティセンターの運営に戻した上で、今後の運営については N P O 法人や地元のまちづくり推進委員会、まちづくり委員会等に委託するんだと、さらには

民間企業の様々な運営形態を導入して、市民に理解の得られる施設利用を約束することが必要であると考えております。そして、「真の人権・文化が息づくまちづくりを進めるための市民の交流と地域コミュニティの活動」の拠点にすることが大事ではないかと考えている次第でございます。

3番目の浴場等の地区施設の在り方についてでございますが、市立浴場の運営につきましては、改良住宅における浴室設置率と大きく関係するものであると考えております。まだまだ浴室設置率は低く、地域住民の生活には欠かせない施設であり、最近では周辺地域の住民の利用も増えてきていると聞いております。一方、利用者の半数近くは高齢者や障害者だとも聞いております。ここに今後の浴場利用の視点があるのではないかと考えておる次第です。周辺住民の利用者が増える一方、全体の利用者が減少している現状を踏まえて、施設の果たす役割、「市民福祉や公衆衛生向上及びコミュニティの振興」をもう一度見直し、安いから利用するのではなく、浴室空間の創造、コミュニティ自身の変革、サービス等を提供し得る施設にしていかなければならぬと考えている次第です。市立浴場から生まれた文化といいますか、「供養風呂」のように地域住民が主体となった浴場運営を図っていかなければならぬと考えておる次第です。運営経営改善等についても、利用料金の値上げや職員の嘱託化、営業時間の短縮などによる光熱水道費の軽減だけの視点に立ってはだめではないかと考えておる次第です。コスト減は大変重要な課題ですが、その前に運営方法の在り方がどうあるのかを検証し、民間企業の経営方針等を参考にするなど、新たな運営方法の模索を行うことが大事ではないかと考えておる次第です。浴場施設の現在の数は、崇仁地区の3カ所を入れまして市内で13カ所ございますが、その数字が妥当かは別にしまして、市営浴場の継続は当面必要ではないかと考えておる次第です。

学習センターにつきましては、本来の目的である家庭学習条件の不十分さを補うための取組として、補習学習、進学促進相談、基礎学力定着の対策等、様々な事業によって同和地区児童・生徒の学力向上に大きく貢献してきたと考えております。高校進学率につきましては、全市と格差のない状態まで引き上がってきました。しかし一方、子供の塾依存が高まる中で、社会的・経済的に困窮した人たちから同和地区の子供たちだけが特別に補習学習を受けられるという批判も生まってきたことも事実であります。現在では学力向上を学校教育の場で補うことを

課題に、学習センターでの学習相談は廃止され、自学自習の場の提供や図書館運営、体験交流、講座・教室を中心に運営されているということですが、もっと周辺地域との連帯を図り、若年層や高齢者を問わず幅の広い交流を図れる生涯学習の場についていく必要があるのではないかと考えております。今後の在り方につきましては、地域の児童数も含めまして、同区内の学習センターとの関係も含めまして、施設の廃止等も視野に考えなければならないのではないでどうかと考えてある次第です。

保健所の分室につきましてであります、現在の社会状況、利用状況を含め、設置経過を踏まえた上で設置場所の変更、施設の存続の是非を検討し、各区の保健事業を充実させ、全体に網羅できる体制強化を図り、周辺地域も含めた保健・医療・福祉のネットワークを構築することが必要であると考えております。現在、診療所があるところにつきましては、診療所を中心とした地域医療の充実を図るべきであると考えている次第です。

5番、6番に入りたいと思いますが、崇仁地区の環境改善の問題でございますが、現在、崇仁のまちづくりにつきましては、この後、奥田会長のほうから具体的なお話があると思いますが。じゃ、市民啓発にいきまして、後でまた補足させてもらいます。

市民啓発の問題につきましては、市民意識の向上に向けた人権教育、啓発の在り方について 私どもは毎年8月の人権月間と12月の人権週間に合わせまして、市民向けの人権セミナー及び街頭啓発活動を実施しているところでございます。また、京都府下市町村や各種団体、大学、企業に対して人権教育・啓発の推進に関する要請行動を実施しているところでございます。これらの取組の背景には、社会における同和問題に対して一般市民意識の中にある、いまだ忌避され嫌悪されていたり、働く貧困層や高齢者、定住外国人、精神・知的・身体等に障害のある人たちの問題についても、インターネットを利用した新たな差別事象が増加しており、常に弱者が社会から排除や除外されるという文化的にある因習や習慣を取り除かなければ差別のし放題であり、これらの被害者はいつまでたっても泣き寝入りをしなきゃならない状況にあります。

このように人権をめぐる社会情勢が流動化する中で、人権に関する様々な問題が様変わりしていることから、常に人権教育・啓発に関する推進体制を整備する

ことが必要であると考えております。このような私どもの地道な運動の成果により、京都府は「新京都府人権教育・啓発推進計画」、京都市は「京都市人権文化推進計画」を平成17年3月に策定し、府下の市町村においてもすべての市町村で推進計画が策定されたところであります。今後は一層市民啓発の推進を図るために、従来の構造、行政主導型の形式ではなく、官民が一体となった形式で「市民の目線」をモットーにし、共感が持てるような明るい啓発活動を実施していく必要性があるのではないかと考えている次第です。

最後になりましたが、京都市の職員における不祥事問題は今日まで後を絶っておりません。榎本前市長の市政改革の継承を掲げて門川新市長が誕生したものの、就任直後からいわゆる「中抜け」問題が発覚しまして、ましてや職員を指導監督する立場の職員が処分対象ではあまりにもお粗末な話になっております。マスコミや一部政党は一斉に同和行政が原因であると同和運動団体への嫌悪感や忌避意識を助長するような報道が目立っています。私どもは、一部分を捉えてあたかも同和行政や同和運動団体に問題があるとの報道がなされていることを黙認できません。不祥事を起こしている人たちの中で同和地区に関係する者はごく僅かであり、ほとんどの人たちが家庭のために必死に働いている人たちばかりでございます。先般も懲戒免職処分された元職員が事実無根だと京都市に対して処分の取消を求め、訴訟の判決が京都地裁で行われ、「処分は適切とは言えない」として処分の取消が命じられたところであります。今もなお多発している不祥事の原因は、まず行政にも責任があることを認識し、これまでの同和行政や同和運動団体の批判ありきでなく、真に必要なものは何かを見極めなければなりません。これから運動は行政依存の体質から脱皮し、自立・自助精神で市民の目線を忘れず、努力した者が報われる社会づくりを形成していくかなければならないと考えてある次第であります。今後も自分たちの運動に自信を持ちまして、京都市の同和行政の改革に向けて全力で取り組む決意であります。本当にありがとうございました。

【リム】 どうもありがとうございました。それではただいまの自由同和会京都市協議会の皆様からのご報告につきまして、ご意見、質問等ございましたらどうぞ。ございませんでしょうか。

そしたら、私のほうから2点ほど少し参考までにお聞かせいただきたいと思います。最後におっしゃられた啓発なんですかけれども、私は一市民として、あるいは

は今は進行役じゃなくて一委員として素朴な気持ちでご質問したいんですけど、いつも市バスなんかに乗っていて、啓発活動ということで「差別はいけません」とか、ああいうのは私はもう最悪だと思っているんですよね。そんなことよりも「家族で柳原銀行記念資料館に休みの日に行ってみましょう」とか、「ツラッティ千本に行ってみましょう」とか、「三条をみんなで歩いてみましょう」とか、「有済小学校の火のみやぐらと一緒に見に行きましょう」とか、そういうところで初めて交流が生まれて、まさにおっしゃいましたコミュニティセンターをはじめ、公共施設とか浴場とかを市民とどう一緒に活用するかという取組が一番の啓発だと思っているんですけど、これは質問というよりも私の意見です。もう1点、特に山口さんにお伺いしたいんですけど、先ほどエセ同和行為とかを排除すべきだということをずっとおっしゃってこられたんですけど、これも率直に私の生活実体験で言いますと、身の回りで言うと、みんなそのエセ同和という言葉に対してすごく敏感に反応して、非常にある意味では警戒したりするんですけども、具体的に言うとどういうものが代表的なエセ同和なんですか。市民の皆さんは何も知らなくてそこだけに何かアレルギーを抱いている、そこをどう見たらいいのかということを少し教えていただければと思います。

【山口】 現在、法務局で人権擁護課が中心になって、このエセ同和行為の排除については取組をしているところなんですが、実際のところ、年に一度しかその会合が開かれていませんという実態がございます。実際エセ同和行為につきましては、我々運動団体のそれぞれの役員が自営業を営んでいる人たちもたくさんいるんですけども、そういう人のところの会社にも実際にどこどこの運動団体ということで、私も自分で仕事をさせてもらっているんですけども、私のところにも実際連絡がありました。無作為にそういう人たちは相手さんに連絡をして本を押しつける、これはよくあるパターンですけども、一方では公共事業の参画をねらって、地元優先だというようなところで行政に圧力をかけたりとか、それに対して企業に圧力をかける。実際本当にそんなことがあるんかというように市民の人は思われがちですけども、実際にこれは起こっています。こういうことをしっかりと我々はスローガンに掲げて取り組んでいこうと。これは行政もどちらかというと法務省が中心になってやっておるんですけども、この法務省も法務局もいまひとつ推進体制が不十分であるというふうに思いますし、これは京都市を批判するわけじゃ

ないですけども、京都府も京都市も、どちらかというとこれは法務省中心にやっている問題だというとらまえ方があるように思われますので、こういったことについてもう少し積極的に取り組んでいただきたい。幸いにして京都市は人権侵害等についての相談所を國の人権擁護法案と平行線で一緒に取り組んでいくということで、いろんな設置機関を設けてありますので、これからさらに推進をしていただけるというように期待をしています。

【リム】 ということは、例えばこれからも崇仁とかの残事業がありますね。そういう公共事業が発生すると。それで、どこかで自分たちは例えば自由同和会京都市協議会やと、工事を何とかどうこうしろと名乗ってきたときに、例えばそういうことを聞いたときに、自由同和会京都市協議会からそういう指示をすることは一切あり得ないというふうに自信を持って我々は言えるわけですね。わかりました、どうもありがとうございます。他にいかがでしょうか。

それでは、非常に時間が短くて恐縮でした。また意見書のほうで十分ご記入いただければと思います。それでは、自由同和会京都市協議会からのご報告は以上で終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、3番の議事、関係団体からの説明につきましては以上で終了させていただきます。

4番目の議事に移りたいと思います。崇仁地区の崇仁まちづくり推進委員会の皆様にこれから報告していただきたいと思います。崇仁まちづくり推進委員会からは会長の奥田正治様、事務局長の野々口正吾様、事務局次長の菱田不二三様にお越しいただいております。それでは、ご説明のほうをお願いいたします。

【奥田】 始めさせていただきます。「1周遅れのまちづくり」ということで、崇仁まちづくり推進委員会の取り組んでいることにつきまして説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。できるだけ詳しく包み隠さず実情をお話しさせていただきますので、委員の皆さん方にはどうぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

まず、私のほうからは崇仁地区の概要、そしてまちづくり推進委員会の設立当時のまちの実情、それとまちづくり推進委員会設立までの経過、そして取組、それからまちづくり推進委員会が進むにつれて、このまちの抱えている課題、それからこのまちづくりが今後どういう方向でいくべきかということにつきましてお

話をさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

まず初めに皆さん方にご認識していただきたいことがありますので、どうぞお聞きください。それは同和対策事業特別措置法や地域改善対策特別措置法を根拠とした同和対策事業と住宅地区改良法を根拠とした事業とは違うということを踏まえていただきたいと思っております。京都市では、同和地区に対して同和対策事業の一環として住宅地区改良事業を実施したが、本来それぞれ別の趣旨の法律であります。平成13年に地対財特法が失効し、同和対策事業の法的根拠はなくなったかもしれません、住宅地区改良法は現在でも存在しており、同和対策事業の終了と、現在、崇仁北部第3地区、第4地区で行われている残事業とは異なるということを踏まえておいていただきたいと思います。このような環境の中で、崇仁地区では同和地区の課題が今なお残っていることも事実であります。

まず、崇仁地区の概要といたしまして、崇仁地区的学区の面積につきましては27万4,000平米、地区指定されている面積につきましては25万6,000平米、約93%です。これにつきましては、阪神タイガースの甲子園球場の6個分という大きさでございます。また、改良地区の面積につきましては17万6,000平米ということで、これにつきましても甲子園球場の4個分ということでございます。

次に、まちづくり推進委員会の設立当時のまちの実情についてお話しさせていただきます。住宅の整備につきましては、昭和30年代から改良住宅の建設が始まって40年を経過しても進捗率が55%ということで、進捗率につきましては建設戸数を計画戸数で割った数字でございます。改良住宅とは、我々住民といたしましては同じ市営住宅でも公営住宅とは異なり、住宅地区改良法で指定された改良地区内の住民が自分の土地と建物を京都市に提供した、そのかわりにもらえる住宅という思いであります。

教育に関してですが、当時の平成8年、崇仁小学校の児童数が118名でした。将来的には、この数字では統合の方向を考えていかなければならないということで、まちづくり推進委員会も教育についての統合問題についてはいち早くそういう方向で考えさせていただいて、昨年の4月には中学校の統合、元学区19学区が1つになるという、5つの中学校が1つの下京中学校になったということで、また小学校につきましても、平成22年に植柳小学校、六条院小学校、崇仁小学

校の3校が統合し、22年の4月に開校ということで、校名も下京渉成小学校と決定していますので。また、平成7年には学習センター、児童館、屋内体育施設の合築が完成しております。

そしてまた、高齢者の方々が平成8年には65歳以上の高齢化率が23.7%ということで、当時の京都市の平均が12.3%でございますので大変な数字になっております。

それから、全てに関わる問題といったしまして人口の減少が問題としてありました。昭和35年に9,132名の方がお住まいでしたが、平成8年、まちづくり推進委員会が設立されているときですが、2,664名というすごい人の減少がありまして、35年間で6,468人が崇仁から減少したということになります。年間の平均にしますと200人近い方が1年に減少されているということです。

それから、そのほかにも国道24号線の拡幅工事、ご存じのように河原町の塩小路から河原町の八条までのJRの交差する部分の下をくぐるという、そういう工事につきましては大変計画が進まず、非常に我々の崇仁のまちとしては、国道工事と崇仁のまちの工事、工事、工事、あそこはいつ行っても工事やなと言われるほどの長期の工事になっているわけです。これについても我々まちづくり推進委員会として、この工事をどういう形で進捗するのかという取組もやりました。

それで、まちづくり推進委員会の設立までの経過についてということでお話しさせていただきます。それぞれの問題、いわゆる住宅問題、教育問題、高齢者問題、人口問題などに対して、各団体、自治連合会、それから解放同盟さん、それから全解連さん、七条支部、両支部の方々と京都市が個別に対応をされていたということで、一般の住民さんが、その両方がほとんどわからなかつたというのが当時の現状であったと思っております。それについて、もっと窓口をしっかりして、京都市との話については住民が知る方向として何が必要かという中で設立を決意し、連合会として連合会の総会で考え方を承認していただいて、両運動団体にお話を持つていってご理解をいただいたて、まちづくり推進委員会は自治連合会を中心に両運動団体がサポートをして、崇仁のまちの話は京都市と窓口を1つにしてやっていこうという形で協定書を3団体で結び、そして協定書に判子を押す日、それが平成8年の6月19日に前の隣保館の大会議室で協定書の調印式を終えました。その直後、京都市長あてに協定書、それから崇仁まちづくりの趣意書

を提出させていただいて、我々崇仁まちづくり推進委員会と京都市とパートナーシップで北部残事業について完了まで頑張りましょうということで、当時の中谷副市長さんに提出をさせていただきました。それから同和問題意見具申の中でも取り上げていただき、この崇仁まちづくり推進委員会をはじめな団体として推薦していただいたて、京都市はこの団体と崇仁のまちについては協議をすべきだとうことも意見具申でいただきました。

次に、まちづくり推進委員会の取組についてのお話ですが、柳原銀行については、このまちづくり推進委員会の設立以前に柳原銀行保存活動として取り組まれてきたわけですが、柳原銀行についても意見が当時なかなかまとまらずに、移築建設のところまで来てもなかなか合意に至らなかったという経過がありまして、当時、私が会長として選挙で選ばれまして、その中でこのまちづくり推進委員会の結成以前ですけども、この柳原銀行についてはまちづくり推進委員会のできる基礎になったような活動ができたと思っております。

それから、まちづくり推進委員会は、北部残事業を完結するために京都市とのパートナーシップ、そして我々地元に生まれ育った者としては、やはり地元の者がこの長い三十何年間の事業の間に失われたものがものすごいようけあるんですね。その1つが、ご存じやと思いますけど崇仁には船鉾が昔2基あります、まだんじりの十二灯が5基あったと聞いております。そういう中で失われた文化、そういうものを住民の手で復活さそうやという機運が盛り上がって、まちづくり推進委員会のまちづくりと地元の本来のコミュニティを守ってきた、そういう部分をみんなで復活さそうという機運の中で、この取組も大変な取組やったと思います。そういう中で、崇仁にはお囃子があります、そのお囃子の復活、それから船鉾の復活、これは本当のことを言って大変なことを住民がおのの協力し合って復活をしてくれたということです。

それから、まちづくり推進委員会の中で議論の一番最初に起こったのが、国道24号線の拡幅工事に支障を来す高瀬川が、河原町の塩小路の南側、あそこに西から東へ横断していた部分、交差した部分があるんですが、それによって国道工事の進みが全然動かなかったというところがあるんですが、この高瀬川の流路変更の直線は、直行型というのはもう昭和初期に京都市としては考えておられたような計画なんですが、この平成のまちづくりのできるまで、それが住民にきちっ

と話もなく、住民合意が得られずにずっとほったらかしと言うたらおかしいですけども、そういう形の中で、我々まちづくり推進委員会として、この高瀬川の流路変更の問題は大変大きい問題だということで、当時、運動論も活発に各運動のほうでもやられておりまして、まちづくり推進委員会として流路変更についてのいろんな議論をしながら、ちょっと時間がかかったんですが、住民が自らが考えた高瀬川の流路ということで、自分で高瀬川を変えるんやと、京都市のために変えるんやないんやと、自分たちのまちのために高瀬川の流路を変えましょうということで高瀬川を直線的に、この横にある高瀬川ですが、それでまちづくり推進委員会としての考え方をまとめて、住民報告会をもって住民さんにゴーサインをいただいて、京都市に高瀬川はこういう形でお願いしたいということで提案をさせていただいてできた高瀬川でございますので、高瀬川についてはそういう形でご理解ください。

次に、崇仁小学校の中に高瀬川が流れているんですね。なかなか学校に高瀬川が流れているところは多分少ないと思うんですが、その周辺に学校ビオトープの取組をやってまいりました。これについては様々な生き物、昆虫から鳥からが行き来して、そこで住めるような空間ということで、小学校を挙げてビオトープ会議を持っていただき、その結果、自らの手で立派なビオトープをつくったと。

それから、住宅の整備なんですが、現在、住宅の整備については進捗率が82%ということで、非常に高い数字には見えますけども、実は計画戸数がかなり減りました。ということは、まちづくり推進委員会の設立当時は残事業があと800戸という数字があったんですが、現在はもう200戸強ぐらいで済むのと違うかなというぐらいに減っています。それについては人口の減少等条件がありまして建設戸数がかなり減っているということで、それからお風呂の関係ですが、お風呂につきましては、崇仁のJRから北側と南側に分けさせていただきますと、北側には631戸、それから南側294戸の住宅にお風呂はついていません。合計925戸の住宅にはまだお風呂はついていませんので、このお風呂の関係につきましても、もう少しこのまちの実情をお考えいただけてご提言をよろしくお願ひしたいと思っております。

【事務局】 大変申し訳ございません。20分を超過いたしましたので、まとめていただけませんでしょうか。

【奥田】いろいろとお話ししたいことがあったんですが、もう20分済んでいますので、最後に「今後のまちづくり」ということでまとめさせていただきます。崇仁のまちづくりは、そこに住む人々が主役、その目標は設立当初から一貫して、子供からお年寄りまで、特に若者や様々な人が安心して住み続けることができるまち、にぎわいのあるまちを目指しています。明日に向かって胸を張って生きていく子供、差別の中で精一杯生きてきた高齢者、これらの人々を支える青年や壮年が夢をはぐくみ、暮らしの中核になるまち・崇仁にしていかなければならぬと考えております。青年や壮年層の定着と人口増加に向かって住民と行政がこれまで以上に知恵を、力を出し合い、しんどくもさわやかな汗をかかなくてはいけないと思っております。そのためにも、京都市には京都市総体として新たな事業手法の導入による早期の事業完了、JRより北側の全体を見直す大胆な事業展開など、新たな一步を本当に踏み出してほしいと願っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。どうもありがとうございました。

【リム】 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの崇仁まちづくり推進委員会のご報告につきまして、質問、ご意見のある方、どうぞお願ひいたします。
安保委員、お願ひいたします。

【安保】 基本的な質問で申し訳ないんですけど、人口の減少というのは、その主な理由というか、京都市内でも減少しているところはあるんですけども、それと同じような理由なんでしょうか。それともまた特別な理由があるのでしょうか。

【野々口】 いろんな問題があると思うんですけど、簡単に言うと、改良住宅が建ちますね。そこには家族5人までしか入れないんですよね。改良住宅を建てたら、そこに人口制限みたいなやつがあります。そのことによって狭いとかいうて、いわゆる青年たちの層が入れないんですね。結婚したら、またそれはそれでほかの改良住宅に行ける可能性があるわけですけど、実際のところはそうならないので、あくまで1つの発想ですからね。そういうことで青年が出ざるを得ないと。それが一番大きな原因だうとは1つ思っているわけですけど、いろんな形の中でそれが一番大きくなつて、特に今、会長さんがお話ししたように、青年層がこの地域からいなくなつた1つの大きな原因だうと私は思っております。

【菱田】 事業の遅れというのがやっぱり大きかったと思うんです。今、野々口事務局長が報告したように、入りたいけれども入れる住宅がなかったと。その結果、周辺

の京都市の市営住宅、山科であるとか向島であるとか、私の同級生が言っていたんですけれども、向島には1棟全部崇仁出身の人が住んでいるという市営住宅があるというのを聞いたことがあります。やっぱり事業の遅れというのが一番大きかったと思います。

【リム】 どうぞ。

【安保】 そしたら、その事業の遅れというのは、もともと事業計画があって、それで進めるために進捗率とかがあると思うんですけど、事業の遅れの大きな原因というのは地元の意向を反映していなかった計画だったとか、そういう原因があるんでしょうか。

【菱田】 いや、先生、それはもう言わないほうがいいと思うんですわ。というのは、やっぱり京都市にもいろいろ事情があったと思うんですけれども、ただやっぱり12年前に地元の4団体が一緒になれたというのが大きかったと思うんです。第1回目の会議のときなんかは、それまであまり仲のええ団体ではないんですから、それでも今ではもう一緒に崇仁の将来のことを考えてやっていくと。それと、それで言わせていただければ、これはリム先生なんかにも教えていただいたんですけども、まちづくりというのはすごく楽しいですわ。楽しいから違う団体でも一緒にやっていけるんです。けんかはありません。なぜ楽しいのか……。

【リム】 それでよろしいでしょうか。今、私のことを言われていましたので、事業が遅れていたというのは、はっきり言って運動団体が分裂していて、地域の住民の人たちの意向とはまた違う次元で分裂して議論がまとまらないと行政はほとんど動けなかっただということなんだと思います。崇仁まちづくり委員会はそこを乗り越えられて一気に進んだということで、非常に画期的だったと思いますね。他にいかがでしょうか。ございませんでしょうか。

そしたら、私のほうから1点。今のまちづくりは非常に楽しいというお話をあつたんですけど、いつも同和事業の話だとか崇仁のまちづくりの話をすると何か暗いじゃないですか。難しい話をしていて何か言うとしかられるんじゃないかなと。そうじゃなくてすごく楽しい取組だと思うし、京都の1200年の歴史って、部落の歴史抜きに京都の歴史はあり得ないですから、もっとここでおもしろいまちづくりの話もあるべきだと思うんですけど。私が一番危惧するのは、改良事業、改良住宅だけがこの事業だというふうに位置付けられると、おそらくあと

200戸ぐらい住宅ができてしまったら、もうまちづくりが終わっちゃう、そういうことになつたら困るなと思っているんです。一方で、崇仁の人たちが主役であると、それは確かにそうだと思うんですけれども、それはどういうことかということを僕はぜひ聞いてみたいと思うんですよね。というのは、きのう久しぶりに5年前にKBS京都でやられた討論番組を実は見ました。奥田会長さんのときにはっきりと「崇仁のまちづくりは、崇仁の人たちだけじゃなくて京都市民全体の理解を得られて協力してもらって、京都のまちづくりの発展の拠点に位置付けたいんだ」とはっきりおっしゃっていたんです。そこは今も変わりないのかどうなのか、ここで聞いておきたいと思います。

【奥田】 ありがとうございます。その点につきましては私も変わりはありませんし、そのことについても、まちづくり推進委員会の中で方向性はこういう話で、それが基本であって、みんなが主役であり様々な人が住める崇仁であるべきだということでお話はさせていただいております。

【リム】 ありがとうございました。はい、どうぞ。

【菱田】 具体的に言えば、実はリム先生の紹介でというか間に立っていただいて、地元の我々が国の国土交通省までお願いに行つたことがあるんです。その内容はとうと、我々はまちづくりに夢を持っていると言いましたけれども、今の改良事業だけでは、もう200戸を建設したら年寄りばかりのまちになつてしまふ、若い人、崇仁から自分の希望ではなしに出ていった人を帰つてこさしたい、それから若い人が住み続けられるというのはどんな内容の住宅かと。一番魅力を感じていたのが定期借地権付分譲住宅、この建設ということに我々まちづくりが夢を持つつていました。ところができないと言われたんですわ。ほんで、京都市は今まで国のお金、補助金を使った土地に個人のものになるような建物は建てられないでしょうということで地元が嘆願に行つたと、向こうもびっくりしはるんですけども、そんなのはなかなかないと。ところが、地元の役員さんが来はつたけれども、今やつたら何とかなるのと違うかなと、まだ夢を持ってあります。実はそういう手法、それを崇仁に持ち込んでもらえるような手法を先生方に考えていただきたい、方針を出していただきたいと。そのことによって崇仁には若い人たちが帰つてこられるんですわ。それと、ついでに言わせてもらえば、我々は「まちづくりは人づくり」といって、ものすごい自分たちの汗をかくことを喜んでい

るんです。そのことによって何が起こっているか。崇仁にはまちづくり、一方でハードの活動がありながら、祭り、それから体育祭、全部同じメンバーがやってあります。夏祭り、春祭りには実は12年前の一绪にやった行政のメンバーが自分の子供を連れていまだに来てくれているんですね。いまだに仲間なんですね。京都市のメンバーは3年でどんどん変わっていくんですけども、祭りになったら来ていただけます。それから、子供たちはやっぱり活動を一緒にしてくれます。それから、祭りになるとこのごろは周辺地域の人が来ていただけます。これが具体的な活動で、実際に成果を得ているんじゃないでしょうかと、そう思います。

【リム】 どうもありがとうございました。

最後に委員の皆様からこれだけはという質問、ご意見ございませんでしょうか。ないようでしたら、予定の時間を少しオーバーしてしまいましたので、以上で終わらせていただきたいと思います。崇仁まちづくり推進委員会の皆様、どうもありがとうございました。本日の議題は以上でございます。

第1回委員会におきまして、所用のためにご欠席されておられました山下委員をここで紹介させていただきます。社団法人京都青年会議所特別顧問で前理事長でいらっしゃいます山下隆子様でございます。もしよろしければ一言ございさつ願います。

【山下】 失礼いたします。改めまして、皆さん、こんにちは。社団法人京都青年会議所の特別顧問をさせていただいております山下隆子と申します。今回、こちらの委員にお声がけをいただきまして、しっかりと任務を果たさないといけないなということを、今日、本日、改めてこの場で考えた次第でございます。この役職の重さを感じながら、1年間という限られた時間ではございますが、しっかりとかわっていきたいなというふうに思っております。1年間どうぞよろしくお願ひいたします。

【リム】 どうもありがとうございました。

それでは、次に現地視察に移りたいと思うんですけども、事務局のほうから少しこれからの手順についてご説明願います。

【事務局】 それでは、この後、ご都合のつく委員の皆様には現地視察をお願いしたいと思っております。視察の体制につきましてですけれども、本日は一般傍聴者の方でご希望される方についてもご参加をいただきますが、人数がたくさん傍聴の方が

来られていますので、委員と一般傍聴の方で視察班を分けさせていただきたいと思います。それから、一般傍聴の方も非常にたくさん来られていますので、複数班体制とさせていただきますので、後ほどまたご説明いたしますが、よろしくお願いいいたします。

また、委員の皆様には市営住宅の上のほうから地域をご覧いただくというようなルートも考えてございますが、一般傍聴の方は、恐れ入りますけれども非常にたくさんの人数の方が一度に例えばエレベーターを使われるとお住まいの方が使えなくなってしまうということがございますので、住宅部分については一般的傍聴の方の視察は割愛させていただきますので、何とぞご了承お願いいいたします。

また、報道関係の方につきましては、視察に同行されるに当たりましては、同じく市民生活上の問題 施設利用者の方への影響等を考慮させていただきまして、必要最小限でお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

なお、視察の終了後は、終了次第その場で解散とさせていただきますので、お荷物のほうはご持参いただきますようにお願いいいたします。

視察のスタート地点でございますが、委員の皆様には休憩後、控室のほうにご集合いただきますようにお願いいいたします。一般的傍聴の方で参加希望される方につきましては、休憩後、この3階のエレベーターを出たところ、階段を上がったところにロビーがございますけれども、そちらのほうにご集合いただきますようにお願いいたします。以上でございます。

【リム】 どうもありがとうございました。休憩時間は5分だそうです。4時55分に出発いたしますので、それぞれ集合場所のほうに集合願います。失礼いたしました、3時55分ですね。5分後です。

それでは、長時間にわたりご協力いただきましてまことにありがとうございます。以上をもちまして本日の議事を終了させていただきます。

【事務局】 ありがとうございました。本日は本当に限られた時間の中で、4団体の皆様から地域の実情等のご説明をいただき、また委員からも大変貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。また、お疲れのところ大変申し訳ございませんが、引き続きとなりますが崇仁地区の現地視察につきましてもどうぞよろしくお願いしたいと思います。本日はありがとうございました。

了